

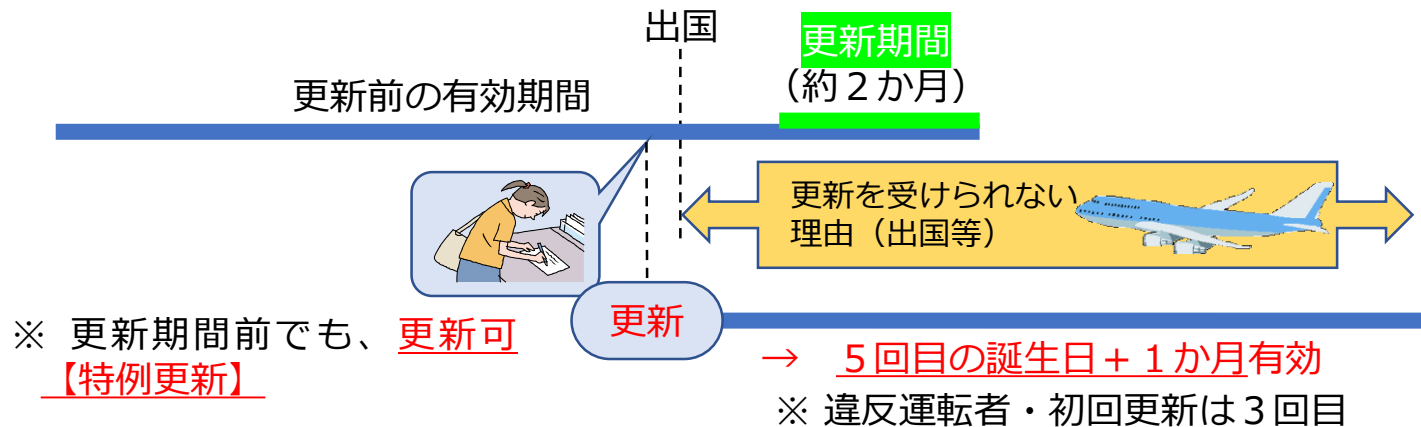
海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

※ 一般的な制度は下記のとおりです。詳細は、自動車運転免許試験場または各運転免許センターにお問い合わせください。

【出国前】

<道路交通法第101条の2>

海外赴任の予定がある方は、出国前（更新期間の前）に更新手続きができます。事前にパスポート等、準備していただく書類があります。（詳細は、自動車運転免許試験場または各運転免許センターへお問い合わせください。）

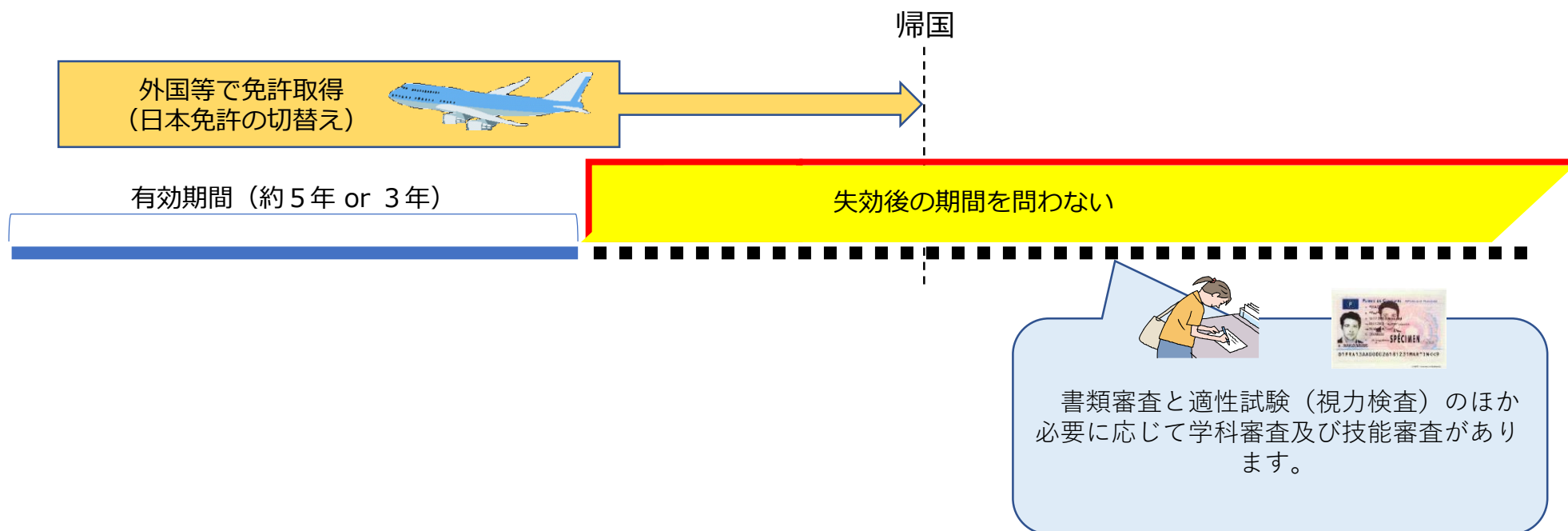


【帰国時】

＜道路交通法第97条の2第2項＞

① <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国等の免許を取得している方は、日本の免許へ切り替えることができます。（完全予約制です。詳細は、自動車運転免許試験場または各運転免許センターへお問い合わせください。）



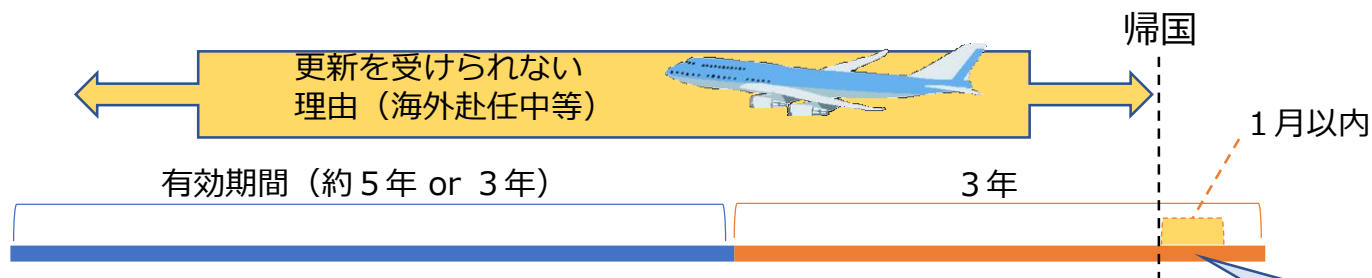
※ 「外国等」の範囲に制限なし（外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在することが必要）

【帰国時】

<道路交通法第97条の2第1項第3号>

② <失効後3年以内の場合>

外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で帰国後1か月以内に必要な書類を提出し条件を満たしていることが確認できれば学科・技能試験が免除され適性試験（視力検査）に合格し講習を受講することで改めて免許を取得することができます。



【受付日時、申請書類、手数料は通常の更新手続きと異なります。事前に自動車運転免許試験場または各運転免許センターへお問い合わせください。】



適性試験（視力検査）及び講習受講

【帰国から免許手続までの日本における運転】

<道路交通法第107条の2>

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した **国際運転免許証等** を所持することによって、**日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）**、日本で運転することができます。



(国際運転免許証)